

岩手県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成21年11月27日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

- 1 起業者の名称 一関市
- 2 事業の種類 市道駅前堀線新設工事（岩手県一関市中里字荒谷地内）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しよう とする土地 の面積	使用しよう とする土地 の面積	実地の 状況	備考
岩手県一関市中里字 荒谷地内	3番1	畑	563㎡	682.57㎡	293.14㎡	34.68㎡	畑	別図に赤色で 表示する部分
	4番1	畑	551㎡	609.87㎡	217.50㎡	50.00㎡	畑	

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
佐藤 貴博	岩手県一関市中里字照井25番地1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	備考
株式会社飛鳥商事 代表取締役 宮崎 信行	岩手県紫波郡矢巾町大字高田 第14地割6番地1	条件付所有権移転仮登記 受付 平成17年4月21日 番号 第4569号	

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成21年11月26日

備考 「別図」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。